



山形県公報

平成19年1月5日(金)
第1805号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則..... (障害福祉課) ... 1

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定..... (健康福祉企画課) ... 2  
 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... ( 同 ) ... 同  
 生活保護法による指定医療機関の休止の届出..... ( 同 ) ... 同  
 生活保護法による指定医療機関の変更の届出..... ( 同 ) ... 3  
 生活保護法による指定施術機関の指定..... ( 同 ) ... 同  
 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... (児童家庭課) ... 同  
 土地改良区清算人の退任の届出..... (村山総合支庁農村計画課) ... 4  
 土地改良区の役員の退任の届出..... (置賜総合支庁農村計画課) ... 同  
 土地改良区の役員の就任の届出..... ( 同 ) ... 5  
 道路の区域の変更..... (置賜総合支庁建設総務課) ... 同  
 県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 6

### 企業局関係

#### 規 程

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程..... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ... 同

### 正 誤

## 規 則

山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月5日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第1号

山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則

山形県立救護施設管理規則(昭和45年5月県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年1月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地       | 指定年月日     |
|-----------------|------------------|-----------|
| あおば調剤薬局小白川店     | 山形市小白川町一丁目16番3号  | 平成18.11.1 |
| 医療法人 岡田医院       | 鶴岡市日吉町11番14号     | 同 11.20   |
| 医療法人 和敬会クリニック   | 東村山郡山辺町大字山辺265番地 | 同 11.21   |
| 医療法人 和敬会大蔵クリニック | 同 大字大蔵字中田1223番地  | 同         |

### 山形県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年1月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日     |
|-------------|------------------|-----------|
| 笠原クリニック     | 東村山郡山辺町大字山辺265番地 | 平成18.9.30 |
| 笠原クリニック中診療所 | 同 大字大蔵字中田1223番地  | 同         |
| 高田歯科クリニック   | 山形市鉄砲町一丁目5番9号    | 同 9.18    |
| 岡田医院        | 鶴岡市日吉町11番14号     | 同 9.25    |

### 山形県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成19年1月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 休止年月日     |
|-----------|----------------|-----------|
| 後藤歯科医院    | 山形市旅籠町一丁目15番9号 | 平成18.7.25 |

## 山形県告示第4号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 1月 5日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

石郷岡クリニック  
山形市双葉町一丁目4番6号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地      |               | 変更年月日     |
|-----------------|---------------|-----------|
| 変更前             | 変更後           |           |
| 山形市双葉町一丁目2番132号 | 山形市双葉町一丁目4番6号 | 平成18.10.1 |

## 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ふたば調剤薬局  
山形市双葉町一丁目4番18号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地      |                | 変更年月日     |
|-----------------|----------------|-----------|
| 変更前             | 変更後            |           |
| 山形市双葉町一丁目2番133号 | 山形市双葉町一丁目4番18号 | 平成18.10.1 |

## 山形県告示第5号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成19年 1月 5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の名称     | 開設者名                                   | 指定施術機関の所在地     | 指定年月日      |
|---------------|----------------------------------------|----------------|------------|
| ふれあい心のサービス米沢店 | 株式会社ユナイテッドふれあい心のサービス<br>代表取締役<br>阿部 達也 | 米沢市下新田2434番地の2 | 平成18.10.23 |

## 山形県告示第6号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 1月 5日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「年1.00パーセント」を「年0.90パーセント」に改める。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年12月13日から適用する。
- 平成18年12月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第7号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項の規定において準用する同法第18条第16項の規定により、清算人長瀬西部土地改良区の次の清算人が退任した旨の届出があった。

平成19年1月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名       | 住 所               |
|-----------|-------------------|
| 金 村 信 也   | 東根市大字長瀬1201番地     |
| 松 澤 久 男   | 同 1405番地          |
| 奥 山 忠 男   | 同 1023番地          |
| 阿 部 剛     | 西村山郡河北町大字新吉田966番地 |
| 青 柳 倉 治   | 村山市大字河島甲70番地の内第1号 |
| 清 野 忠 利   | 東根市大字長瀬1107番地     |
| 土 田 清 一 郎 | 同 1380番地          |

## 山形県告示第8号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、伊佐沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年1月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 松 木 豊 次 | 長井市上伊佐沢595番地 |
| 同        | 山 田 昭 一 | 同 3413番地     |
| 同        | 黒 沢 征 夫 | 同 312番地      |
| 同        | 飯 澤 幸 夫 | 同 中伊佐沢2258番地 |
| 同        | 小 林 進   | 同 651番地      |
| 同        | 竹 田 喜 博 | 同 芦沢478番地    |
| 同        | 平 子 良 之 | 同 下伊佐沢892番地  |

|    |      |   |            |
|----|------|---|------------|
| 同  | 竹田博一 | 同 | 373番地      |
| 監事 | 鈴木榮壽 | 同 | 上伊佐沢2840番地 |
| 同  | 手塚祐一 | 同 | 伊佐沢945番地   |

## 山形県告示第9号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、伊佐沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年1月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所           |
|----------|------|--------------|
| 理事       | 松木豊次 | 長井市上伊佐沢595番地 |
| 同        | 山田昭一 | 同 3413番地     |
| 同        | 黒沢征夫 | 同 312番地      |
| 同        | 飯澤幸夫 | 同 中伊佐沢2258番地 |
| 同        | 飯澤常雄 | 同 上伊佐沢2090番地 |
| 同        | 竹田秀一 | 同 芦沢415番地    |
| 同        | 平子良之 | 同 下伊佐沢892番地  |
| 同        | 増田和則 | 同 698番地      |
| 監事       | 鈴木榮壽 | 同 上伊佐沢2840番地 |
| 同        | 手塚祐一 | 同 伊佐沢945番地   |

## 山形県告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年1月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成19年1月5日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 樺川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|--------------------------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 西置賜郡飯豊町大字添川字清水澤3520番 1 から<br>東置賜郡川西町大字上小松字若松沢5158番39まで | 旧    | 129.0メートル<br>と<br>11.0 | メートル<br>700 |
| 同 上                                                    | 新    | 76.0メートル<br>と<br>11.0  | 同 上         |

## 山形県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年 1月 5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成19年 1月 5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 榊川西線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字添川字清水澤3520番 1 から  
東置賜郡川西町大字上小松字若松沢5158番39まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 1月 5日

## 企業局関係

### 規 程

## 山形県企業管理規程第1号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 1月 5日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年 4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3その他の項事由の欄第5の3号口中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年 1月 5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 人材活用支援協会
  - (2) 代表者の氏名  
佐竹 清一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市桜田東四丁目 8 番14号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、海外の高知能・高技能人材を採用し、各企業への派遣の前に就業に必要な日本語および基礎技

術の教育訓練を行うことにより、円滑な就業能力を支援する団体で、有能な人材の雇用による企業の発展および施設等の充足に寄与することを目的とする。

| 発行年月日       | 県公報<br>番号   | ページ  | 正 誤   |                                                                                 |                                                                             |
|-------------|-------------|------|-------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|             |             |      | 行     | 誤                                                                               |                                                                             |
| 平成17. 3. 31 | 号外(14)      | 1    | 下から15 | 72条の38の2                                                                        | 第72条の38の2                                                                   |
| 同           | 同           | 5    | 11    | 手続き                                                                             | 手続                                                                          |
| 同           | 同           | 1    | 14    | を、                                                                              | を                                                                           |
| 平成18. 4. 1  | 号外(11)      | 13   | 5     | 第3章第7節中第6款から第9款までを削り、                                                           | 第3章第7節中                                                                     |
|             |             | 14   | 下から12 | 山形県建築士審議会                                                                       | 山形県建築士審査会                                                                   |
| 同           | 同           | 19   | 5     | 村山・置賜結核審査協議会                                                                    | 村山・置賜結核診査協議会                                                                |
| 同           | 号外(12)      | 14   | 下から17 | 及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。<br>3 第56条第5項及び第8項の規定による支払命令等に関すること。 | を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同欄第4項中「第56条第4項及び第7項」を「第56条第5項及び第8項」に改め、同項を同欄第3項とする。 |
| 同           | 9.29 第1780号 | 1254 | 14    | 同欄第3項中「(指定相談支援事業者に係るものを除く。)」を削り、同項                                              | 同欄第3項                                                                       |

平成19年1月5日印刷  
平成19年1月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056